

大阪市地域防災計画の修正（報告）

報告 1 大阪市災害時要援護者支援計画策定に伴う修正

● 経緯及び修正概要

近年、災害時の要援護者への情報伝達、避難行動及び避難生活支援について課題が顕在化してきたことを踏まえ、要援護者の支援策に係る基本的な考え方として、要援護者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項をまとめ、平成 21 年 11 月に大阪市災害時要援護者支援計画を策定した。大阪市災害時要援護者支援計画を防災計画における要援護者の支援に関する項目に反映させ、自主防災組織の役割や福祉避難所の推進について明記する。

● 計画修正箇所（ページは、別添の新旧対照表の掲載箇所を示す）

○ 自主防災組織の育成

＜震災対策編＞ 21 ページ

【下線部を追加】

地域住民が連帯・協同して災害を未然に防止し、被害を軽減するために、本市の伝統的な市民防災組織としての性格を持つ赤十字奉仕団（地域振興会）を基盤とし、要援護者の避難支援の取組を行うための地域福祉団体の参画など、地域実情に応じた実効性のある具体的な組織体制を構築し、自主防災組織として確立して組織の活性化、防災活動の専門化・熟練化を図り、自主防災組織として育成していく。

○ その他

・ 収容・一時避難所の整備

＜震災対策編＞ 13～14 ページ

要援護者のためにあらかじめ「福祉避難所」を指定していくことを記述する。

・ 勧告・指示の伝達方法

＜震災対策編＞ 31 ページ、＜風水害等対策編＞ 8 ページ

要援護者施設や自主防災組織を通じた要援護者への避難勧告等の情報伝達について記述する。

・ 避難の誘導及び移送

＜震災対策編＞ 31～32 ページ、＜風水害等対策編＞ 8～9 ページ

災害直後の避難の開始にあたり、自主防災組織が要援護者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努めることを記述する。

・ 要援護者への対応

＜震災対策編＞ 35～35 ページ、＜風水害等対策編＞ 10～11 ページ

災害発生後における福祉避難所の開設や要援護者の移送及び避難生活の支援について、自主防災組織等の協力のもと大阪市の果たすべき役割を記述する。

● 経緯及び修正概要

これまで、咲洲地区の内陸部においては、津波に対して安全な高さを有しているという見解であった。平成 21 年 8 月に府市合同で咲洲地区の防災機能について検討したところ、津波の影響について詳細に検討する必要性が生じた。そのため、航空測量により咲洲の地形を詳細に把握した上、津波浸水シミュレーションを実施し、得られた浸水予測図及び対策案を平成 22 年 8 月に公表した。それに伴って、今回、地域防災計画に浸水予測図を追加する。

● 計画修正箇所 (ページは、別添の新旧対照表の掲載箇所を示す)

<震災対策編> 9 ページ

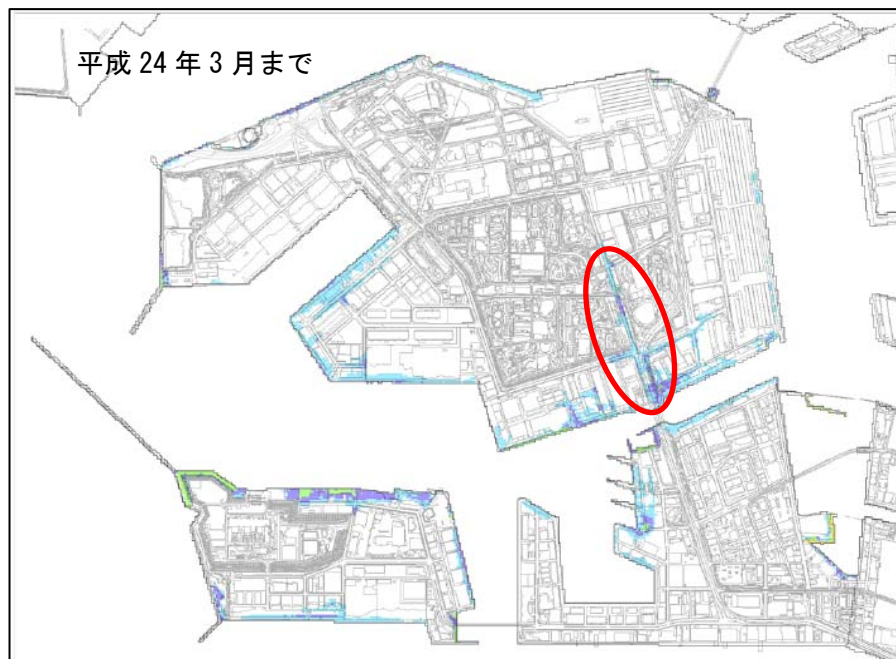
第 1 部 総則 3 災害想定及び被害想定 3-2 被害想定 2 津波

<東南海、南海地震防災対策推進計画> 1 ページ

第 1 章 総則 第 3 災害想定及び被害想定 2 被害想定

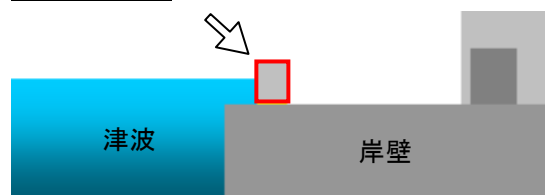
上記の箇所に「咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測図」を追加する。

浸水予測図



港湾利用のため低く整備されている岸壁施設のほか、南港大橋北詰付近の道路部（○部）についても津波の影響を受けるため、津波防護施設を設置する（—部）。

津波防護施設



津波防御施設は平成 24 年 3 月設置完了予定（現在、設計中）。

報告 3 東除川の浸水想定区域図の追加

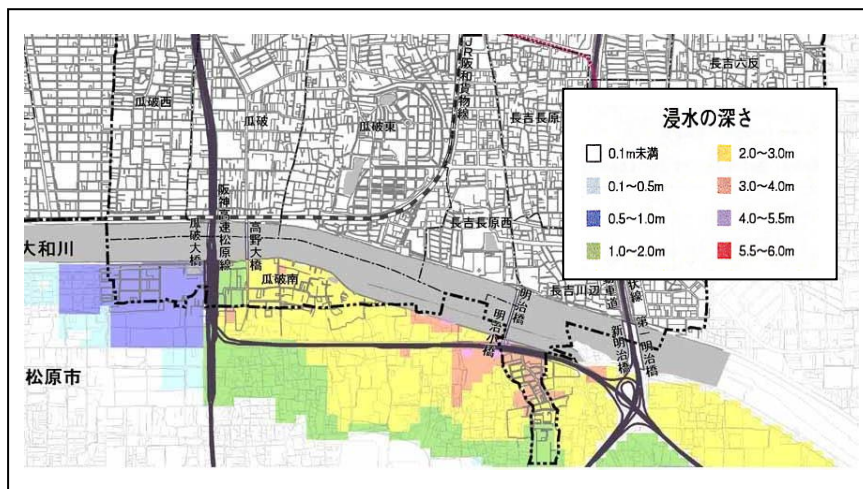
● 経緯及び修正概要

「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、東除川の避難勧告基準を設定しており、浸水想定区域図を大阪市地域防災計画＜風水害等対策編＞に追記する。

● 計画修正箇所 (ページは、別添の新旧対照表の掲載箇所を示す)

＜風水害等対策編＞ 1 ページ

第 1 部 3 災害の想定 1 風水害 (東除川の浸水想定区域図を追加)



報告 4 緊急通報システムの本格稼働に伴う情報伝達システムの整理

● 経緯及び修正概要

これまで時間外における情報伝達は電話連絡を基本としていた。平成 21 年 4 月に気象庁の注意報・警報発表と連動したメールが所定の職員に対し自動配信されるよう緊急通報システムを整備したため、本市部署の参集情報の伝達システムを修正する。

● 計画修正箇所 (ページは、別添の新旧対照表の掲載箇所を示す)

＜東南海、南海地震防災推進計画＞ 2~4 ページ

第 3 章 地震発生時の応急対策等 第 1 地震発生時の応急対策

1 情報の伝達システム (1) 別図 1、2

(「別図 2 津波予報・警報等の伝達システム具体図 勤務時間外」の例を別紙に示す。)

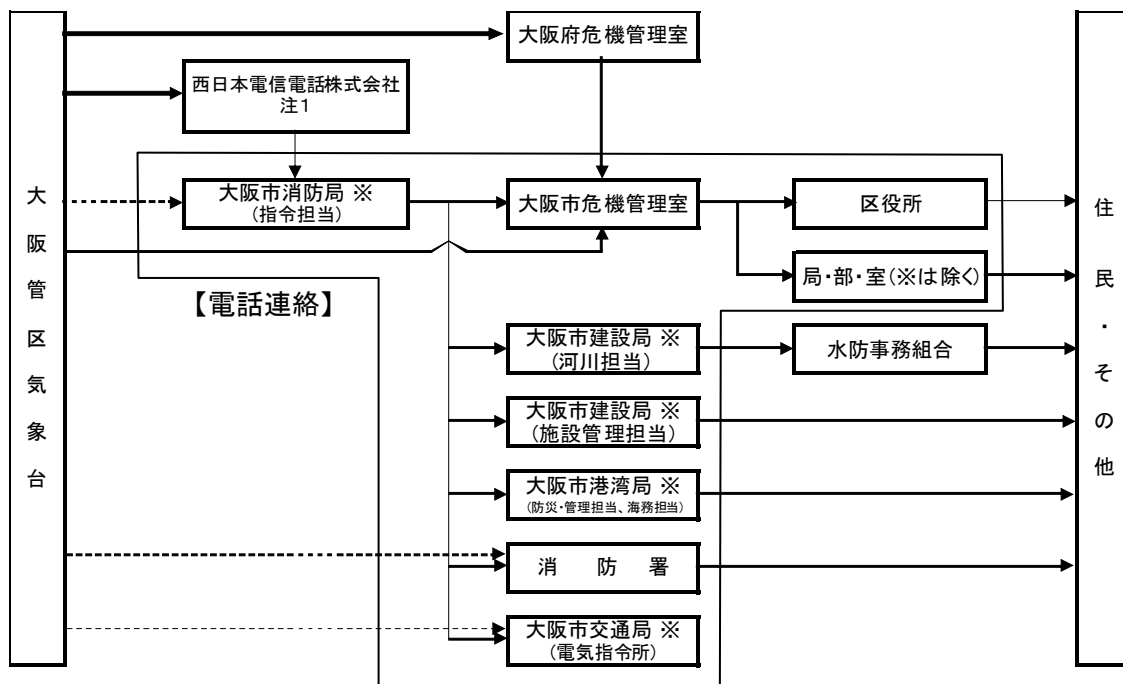
■ 情報伝達系統図修正の例

＜東南海、南海地震防災推進計画＞

第3章 地震発生時の応急対策等 第1 地震発生時の応急対策 1 情報の伝達系統

別図2 津波予報・警報等の伝達系統具体図 勤務時間外

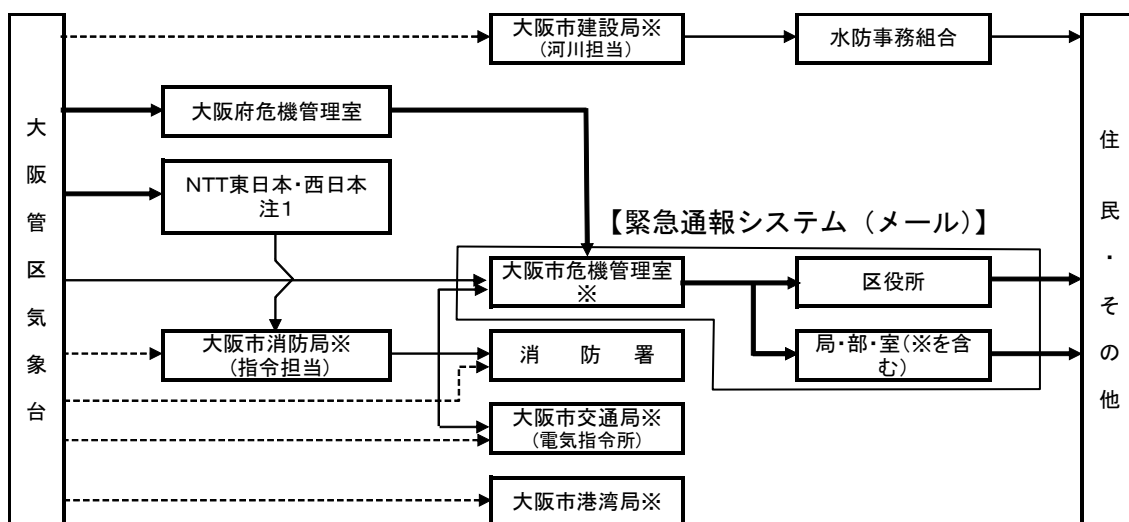
【旧】



注1 津波警報、同解除の場合のみ。

注2 太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。破線はインターネット接続を示す。

【新】



注1 津波警報、同解除の場合のみ。

注2 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。破線はインターネット接続を示す。